

坂本龍馬といろは丸事件——交渉過程の復元と分析——

佐々木 智帆

(鍛冶 宏介ゼミ)

目次

はじめに

第一章 いろは丸事件の概要

第二章 鞆の浦交渉における両者の主張の比較

第一節 海援隊史料から見る交渉過程

第二節 紀州藩史料から見る相違点

第三章 長崎交渉の過程と判決

おわりに

はじめに

幕末の偉人のなかでも坂本龍馬は、特に人気の高い人物である。幕末期において龍馬は様々な時事に関与しているが、その中には丸事件がある。いろは丸事件は、慶応三年（一八六七）四月二三日に、瀬戸内海の岡山県六島海域で紀州藩船明光丸と、龍馬率いる海援隊乗船のいろは丸が衝突し沈没した事件である。当事件は、日本初の海難審判に発展した事件とされ、両者の交渉の結果、明光丸側に過失があり、いろは丸側が賠償金を獲得した。しかし、近年いろは丸とされる沈没船が発見されて以降、研究者によって再検討されるようになった。沈没船が発見されたのは、昭和十三年（一九三八）であり、瀬戸内海に位置する港町、

鞆の浦の住民団体・鞆を愛する会によって、六島に隣接する宇治島から南方四キロ地点で発見された。その後、京都水中考古学研究所の四度の

発掘調査①によって、沈没船がいろは丸であることが判明したが、船の積荷とされてきた小銃四百挺が一挺も発見されなかったことから、龍馬の積荷に関する記言に疑問がだされるようになり、改めて事件が注目されるようになった。

いろは丸事件の研究は、大正八年（一九一九）の横田傳松「火輪船いろは丸」②が最初とされるが、事件の審判が再検討され始めたのは昭和四六年（一九七二）の飯田嘉郎「伊呂波丸事件について」③であるとされている。以降、吉田明広「いろは丸衝突事件始末記」④森本繁『坂本龍馬・いろは丸事件の謎を解く』⑤、鈴木邦裕『いろは丸事件と竜馬』⑥、渋谷雅之『近世土佐の群像別巻（一）いろは丸始末』⑦と、いろは丸の発見に伴い、改めて交渉過程を分析し当時の法律から、明光丸側に勝算があったのではないかと再検討されるようになった。

本稿では、もともと包括的に当事件を検討している渋谷雅之氏の研究を参照しながら、海援隊と紀州藩双方の史料を比較していくことで、交渉過程を明らかにし、なぜ紀州藩側が賠償金を支払う結果となったのか検討していく。第一章では、海援隊と紀州藩について触れ、事件当日の様子を述べていく。第二章では、海援隊史料に基づき鞆の浦の交渉過程を整理し、紀州藩史料との比較分析をしていく。第三章では、長崎の交渉過程を整理すると共に、当時の法律から事件の正否を述べる。これらの作業を通じて、いろは丸事件を海援隊以外の視点からも再検討することが本稿の目的である。

第一章 いろは丸事件の概要

本章では、いろは丸事件における海援隊と紀州藩の主張についてまとめ、事件当日の様子及び、いろは丸事件に関する歴史史料について述べていく。いろは丸は全長約五十四メートル、重量約四五〇トン、六十五馬力の蒸気船であり、慶応二年（一八六六）に大洲藩が薩摩藩・五代才助の周旋により、オランダ商人ボードインから購入した。その後、土佐藩参政・後藤象二郎の要請により、慶応三年四月一日に海援隊に日数十五日間、一航海五〇〇両で借船し、坂本龍馬及び海援隊士、便船人等三四名を乗せ、長崎港を出航し大坂へ向かっていった⑧。いろは丸の航海理由については、龍馬が後述の史料4において、土佐藩主・山内容堂の上京にあたり、兵器等の運送を命じられたと主張しているが、信憑性は不明である。この山内容堂の上京については、四月二十八日に土佐を出港したのち五月一日に京都に到着し⑨、四侯会議に参加していることがわかっている⑩。

いろは丸に乗船していた海援隊は、土佐藩脱藩後の坂本龍馬が中心となって結成した長崎の亀山社中が発展した組織であり、主に海運事業を中心に物資の運送及び諸藩との貿易を行っていた。亀山社中は慶応元年（一八六五）に結成され、薩摩藩の外郭団体に位置付けられ、藩から活動資金として月に三両程が支給されていた。亀山社中はいろは丸事件の前年、慶応二年五月頃に薩摩藩借船のワイルウエフ号に乗船し、鹿児島に向けて航行していたことがあるが、船は五島列島付近で岩礁に乗り上げ沈没し、乗組員十六名中十二名が死亡する事故が起きており、いろは丸事件は隊士にとって二度目の海難事故であった。慶応三年（一八六七）に龍馬が土佐藩脱藩を赦免されると、亀山社中を海援隊と改名し、龍馬が隊長へと任命され、海援隊が土佐藩の外郭団体と認識されるようになったが、山内容堂の側用人・寺村道成の日記に次のような記述がある。

史料1

（前略）長崎二而後藤象次郎と出會し、後藤氏之許可を得而海援隊之長と成れり、今夏之比、伊予之海辺二而海援隊之船蒸気船（名号失念）航海中、紀州藩之蒸気船と衝突し而、之か為二海援隊之船沈

没セリ、右之事二付紀州家との談判二成、終二坂本方勝利を得而價金八万円を取り得しと言事也、是全く我本藩ニハしらず、素り海援隊なるものも本藩之物ニ無之、聊關係無之訳なれとも、彼等ハ土州藩之名義を以談判せるよし、追而承儘するす也⑪

当記述では、土佐藩はいろは丸事件の一件に関しては知らず、海援隊という組織も藩には帰属していない組織であったとある。この記述に關して町田明広氏は、「海援隊の結成は後藤象二郎が福岡孝弟と図って自分たちの権限内で可能であるとの判断を下し、容堂や藩の要職等の与り知れぬところで、独断で進めたのであろう」⑫と指摘しており、実際に土佐藩から海援隊へ活動資金等の支給は行わないとしていた⑬。しかし、海援隊への資金支給については土佐藩・長崎土佐商會主任の岩崎弥太郎の日記に次のように述べられている。

史料2

十九日 霽、後藤参政二至ル、参政曰、才谷社中合テ十六人、每人月金五円ヲ乞フ、今日大洲船、將発帆、先ツ金百円ヲ才谷へ與へヨ、於是森田晋三二命、百円ヲ為持遣ス処、才谷より書状ヲ以テ百円ハ士官へ投ス、我一人ノ給金ハ如何致呉候哉と尋越、右二付再参政ニ至ル、参政曰、ソレハ過時彼自来談、事已決、不用再投金云々、再才谷へ委細掛合致候処、又々才谷より此度登坂ハ無余儀事二候へバ、是非共五十円借用申度段申来、逐決意、我ヨリ饒別として金五十円自分持参才谷寓へ到り投與ス、此金森田へ談、公金借用ス⑭

当日記によると、後藤象二郎から、龍馬含む隊士に月五兩の支給と、いろは丸の出航にあたり、百兩の支給要求があった。弥太郎は要求通りに百兩を支給したが、龍馬から、百兩は隊士への支給金であり、龍馬自身の給金はどうなっているのか。また、いろは丸の大坂行きは余儀なき事情によるものであるため、是非五十兩を借用したいという再度の要求があった。結果として弥太郎は、饒別として土佐商會の公金を自身で借用する形をとり、五十兩を支給した模様であり、当日記から土佐商會から海援隊へ資金の支給が行われていたことがわかる。従って、土佐藩の土佐商會から海援隊への支給が行われている以上、海援隊が藩とは全くの無関係な組織であるとは断言できないが、山内容堂の許可外で結成さ

れた組織であった可能性は高いと推測する。

対する明光丸は、紀州藩が初めて購入した全長約七四メートル、幅約九メートル、百五十馬力の蒸気船であり、元治元年（一八六四）に長崎商人の青木久七の周旋により、イギリス人ガラバから購入した。紀州藩は、慶応二年（一八六六）の幕府軍による長州藩討伐戦争により艦船の有効性及び兵制改革の必要性を実感したため、再び青木久七の周旋により、ガラバ商會からコルマントル号を購入することになった。しかし、購入に関して不正が発覚したため、ニッホール号との買換えを模索していた際に、青木久七による妨害行為が発生した。この処理のため、慶応三年四月二二日に指令を受けた紀州藩・高柳楠之助及び勘定奉行の茂田一次郎らが明光丸に乗船し、長崎へ向かうこととなり、四月二三日午前七時頃に紀州塩津を出港した^⑮。

紀州藩は、江戸時代に紀伊国一国と伊勢国の南部を治めていた藩であり、徳川御三家の一つである。藩祖は徳川家康の十子にあたる頼宣であり、紀州徳川家は尾張、水戸の御三家の中でも、特に徳川家と関係が密接で、三代藩主の綱教が正室に將軍綱吉の娘の鶴姫を迎えた頃から本家との関係が深まった。以降、五代藩主の吉宗及び十三代藩主の慶福が本家に入り將軍となったため、血統の上で將軍家に近く、紀州藩の地位は重かった。従って、紀州藩の武家屋敷や邸宅は江戸風の姿をしており、紀州藩主の行列においても將軍の行列と区別がつかなかった様子である。しかし、幕末期になると、元治元年（一八六四）及び慶応二年（一八六六）に起こった長州征伐において、幕府側が敗戦となったため幕府の権威が失墜し、紀州藩においても、洋式銃をもつ長州側への敗北は兵制改革を行う機会となっていた^⑯。

港を出航した両船は二三日夜十一時頃、瀬戸内海・六島海域付近を航行していたところ、紀州藩は南西方向に一つの光を発見し、対する海援隊は東方向から蒸気船が向かっていることを確認したと主張している。両船共に互いの船を確認すると、いろは丸は左舵を取り、明光丸は、いろは丸を左に回避するため右舵をとり、続いて左舵を取ったところ、いろは丸の右舷・蒸気室に船首が衝突した。衝突した直後の両者の行動について、海援隊は、士官の佐柳高次が甲板上から何度も明光丸の船員を

呼びかけたが、応答がなかったため、士官数人が明光丸に錨を打ち掛け船中に登ると、明光丸の甲板上にいた人員にどの船かと問うが周囲に士官がおらず不明だったとある。一方で、紀州藩は船を後退させ再度前進すると、再びいろは丸に衝突してきたといい、龍馬及び他の乗船人などは小舟に乗り明光丸へと乗り移り、龍馬が明光丸船長の高柳と対面したという^⑰。対する紀州藩側は、衝突直後に自船の損傷を確認すると、士官に対して船の後退の命令及び、小舟を下ろし人命救助を命じたという。しかし、船が後退しすぎたために再び前進を命じた。小舟に乗りいろは丸に向かった士官二名は、怪我人などの安否確認及び船灯の有無を尋ねると、まず、いろは丸の手荷物に移し、船員を明光丸へと移動させた。明光丸に龍馬が乗り移ると船長の高柳楠之助と対面し、この時初めてお互いの船籍を知ったという。その後、高柳の提案により両船は鞆の浦に向かうこととなり、明光丸がいろは丸を曳航することになった。しかし、二里程進んだ際に、いろは丸に海水が満ちはじめ、四月二四日の午前四時頃に宇治島付近で沈没したという^⑱。なお、船の航路及び詳細は第三章にて記述する。

いろは丸事件における交渉過程の歴史史料は、海援隊・紀州藩共に一次史料は現存せず、二次史料が残存するのみである。海援隊側においては、文司の長岡謙吉が筆記した航海日記が一次史料にあたるが、現在残存しているのは、借船前のいろは丸の下級船員であった豊川渉が、当時報告のために回付されていた長岡筆記の応接書及び、豊川自身の日記を謄写したものである。これらの史料は、大正七年（一九一八）に大洲史談会より発表され、大正一五年（一九二六）刊行の岩崎英重『坂本龍馬関係文書第二』^⑲に引用されたが、出典の典拠は一切ない。その後、史料は大洲史談会より伊予史談会へと渡ったと思われる。昭和三年（一九二八）に伊予史談会より『いろは丸航海日記』^⑳と題された毛筆書き史料が作成された。続いて昭和五年（一九八〇）伊予市教育委員會より『いろは丸航海日記』^㉑が刊行されるが、昭和三年版を活字化したものと推測されている^㉒。本稿では、伊予史談会史料の活字版と推測される昭和五五年版のいろは丸航海日記を、海援隊史料のなかでも、最も信頼できるものとして取り上げる。以下、本史料に基づく場合、本

文に〔航海日記〕(二頁)の形で略記する。紀州藩側においては、明治三四年(一九〇一)に編纂された近世紀州藩の史料集成である南紀徳川史^②に纏められている。本件についても、明光丸船長の高柳楠之助などによる直話と、残存史料に基づき編纂されたものである。以下、本史料は〔南紀〕四卷(二三三頁)の形で略記する。いずれも二次史料に変わりはないため改変されている可能性も含めたうえで扱う必要がある。

第二章 鞆の浦交渉における両者の主張の比較

第一節 海援隊史料から見る交渉過程

本章では、慶応三年(一八六七)四月二日から二七日に行われた鞆の浦での交渉過程を第一節では、海援隊史料に基づき、第二節では紀州藩史料に基づき述べていく。まず、現在確認されている鞆の浦交渉における海援隊史料は以下の四つである。(史料A)「慶応三年四月廿三日ヨリ」^{②4}(史料B)「備後鞆津応接筆記」^{②5}(史料C)「坂本龍馬手記イロハ丸航海日記」^{②6}(史料D)「航海日記豊川涉手記」^{②7}。以上四つの史料は、渋谷氏によると、史料A、Bは事件当時に長岡謙吉が筆記した記録を、豊川涉が謄写したものであり、史料C、Dは豊川涉が独自で書き直したものと推測されている^{②8}。本章では海援隊史料として、事件当時の記録に近い史料Aを主に用いていくが、適宜、他史料も参照していく。

交渉場所となった鞆の浦は、瀬戸内海に位置する現在の広島県福山市にあり、古くから港町として整備されてきた町である。江戸時代中期、正徳元年(一七一)には幕府の国賓であった朝鮮国王の使節団・朝鮮通信使が四度来航するなど鞆の浦は港町として重要な位置付けにあり、風と潮の流れを利用し航行する帆船の時代には、瀬戸内海の潮の分かれ目となる鞆の浦は潮の満ち引きを待つ船などが集まるようになった。このような地理的条件や内海交通の発達に伴い、他国商船との売買などを中心に、鞆の浦は港町として繁栄していた^{②9}。

宇治島沖でのいろは丸沈没後、明光丸に乗船した一同は鞆の浦に到着した。当時の様子を海援隊は次のように記録している。

史料3

備後ノ鞆津ニ上陸ス時に廿四日第八字ナリ即刻市太郎英四郎兩人ニ命シテ士官水夫ノ旅宿ヲ点セシム我カ才谷梅太郎紀ノ高柳楠之助ノ請ニ応シテ道越町魚屋万蔵カ家ニ至テ面会ス高柳曰我カ明光丸ハ前日洋艦ヲ買フ事ニ由テ急卒長崎ニ赴カサレハ数万金ノ損益ニ関係スルカ故ニ此度ノ論談ハ長崎迄御待下サレマシクヤ^{③0}

当記述によると、鞆の浦に到着したのは八時頃であり、二名の士官に宿舎の手配を命じたという。その後、道越町にある魚屋万蔵宅にて龍馬と明光丸船長の高柳の間で交渉が行われた。ここでの高柳の主張は、明光丸の長崎行きは艦船購入の件で、急ぎ参らなければ数万両の損失と関係するため、この度の議論は長崎まで待つてほしいというものである。なお、この際手配された宿舎は「吾ガ旅舎石井町榎屋清右衛門方」^{③1}の記述から、海援隊側は榎屋清右衛門宅を下宿先としていたことが分かるが、元々は紀州藩が宿を斡旋しようとしていたところ、龍馬が固辞し、大洲藩の船宿でもあった榎屋に決めている。

対する龍馬の返答は次の通りである。

史料4

我カ暮老君モ急用アリテ上京致サレタリ大抵平常ノ事ナラハ船ノ士官ノミニ申付ラルヘキヲ兵器等ノ運送非常ノ急用故我輩ヲ差添上坂ヲ命セラル惣シテ此度ノ事ハ此地ニテ双方士官ヲ出シ是非ヲ弁明スヘキ筈ナレトモ左アリテハ争論難止相成(中略)何卒貴国政府ノ論ト幣藩重役ノ論ト決定スル迄ハ御船明光丸ヲ暫時此港ニ御止メ下サルベシ^{③2}

龍馬は、いろは丸が土佐藩主・山内容堂の命で兵器などを運送していたため自身も同行していたと述べ、この度の議論は両者の船員のみでは決着が着かないため、紀州藩政府と土佐藩重役の論が定まる迄は、鞆の浦に留まってほしいと述べている。龍馬の言う土佐藩重役というのは、当時長崎に出張していた後藤象二郎である。返答は、紀州藩の勘定局重役との相談の上で述べることとなり一旦解散となる。夕方になり海援隊宿舎に明光丸の士官二名が訪れたが、龍馬は疲労により仮寝していたために、いろは丸の船長であった小谷耕蔵が面会し、急ぎ出航したいため

に論結の結果を聞きたいとの伝言を聞いている（航海日記 四五―四六頁）。

二五日の交渉は、明光丸士官二人が海援隊宿舎に訪れた後に、魚屋万蔵宅にて行われ、龍馬は次のように語っている。

史料5

吾輩ハ君命ヲ奉スル甲斐ナク船貸共ニ沈没ス豈黙シテ止ムヘケンヤ
顧フニ長崎ハ世界航海者ノ会集スル地ナレハ公然ノ是非ヲ決定スル
ニ便利多シトス此地ニ就テ公論ヲ求ムヘキノミ（中略）更に懇請ス
ラク貴君侯ノ金ヲ恩貸スル事ヲ得ニ是恩金ヲ以テ国用ヲ弁スル事ヲ
得ハ僕輩ノ事猶為スベシトス御便船相願出崎ノ上用物早速相調ヘ主
用相達申度候（中略）前二請フ所ノ金子ハ一万余金ナリ³³

ここでの龍馬の主張は主に二つである。一つ目は、いろは丸の沈没により、山内容堂の主用が果たせないため、紀州藩から一万両を借用した上で主君の用事を達したいこと。二つ目は、衝突した両船の航海上の正否を、世界中の航海者が集まる長崎にて議論し明らかにしたいことである。龍馬の主張を聞いた高柳が重役と相談するために一旦別れ、夜に魚屋万蔵宅にて龍馬は、高柳と明光丸士官の岡本覚十郎、成瀬国助と面会した。龍馬の要求に対して高柳の返答は「過刻貴論巨細重役ニ達セリ重役高意ヲ亮察ストイヘトモ如何セン身半途ニ在リテ金ヲ弁ズル所ナシ請フ辞セン」³⁴と金の持ち合わせがないとして断っている。紀州藩は別の提案として、一万両を現金で用意することは難しいために、品物を貸すことで受け取ってほしいことを願い、重役からの心付けとして金を差し出しているが、龍馬は差し当たりの金の入り用はないとして断っている。高柳と士官の岡本、成瀬は詮議のために宿へ戻ったことで二五日の交渉は終わった（航海日記 五一―五二頁）。

史料6

才谷曰厚意多謝若シ貴重役ノ救助ヲ得バ出崎品物詮記シテ奉呈セン
偏ニ五日期限ノ許諾ヲ得シ事ヲ請フ高柳曰崎場熟知ニ無之吾徒品物
ヲ弁スル事願難シトス宜シク夷人ニ貸物価金ヲ約セヨ左候ハバ吾紀

人其保証タラハイカン³⁵

ここでの龍馬の主張は、明光丸が長崎に到着した際に、五日間の間に品物を買いたいと渡してほしいことである。しかし、高柳は長崎には不案内で熟知しておらず、私達が品物を買いたいと求めることが難しいために、外国人に貸物の値段を約束した上で、紀州藩の誰かが保証することにしたと主張している（航海日記 五一―五二頁）。龍馬の望みは必要と思う品物を紀州藩の手で買いたいと借用したい事であるために、両者の意見が対立していることが分かる。

同日、再び交渉が行われることとなり、龍馬は魚屋万蔵宅にて紀州藩の成瀬国助と面会した。この交渉について海援隊史料では次のようである。

史料7

成瀬曰ク過刻ノ高論重役以テ理アリトス因之勘定組頭清水半左衛門
会スヘシ願ハ貴之御役名ヲ聞カント才谷乃海援隊長ノ名刺ヲ出ス遂
ニ福浄寺客殿ニ至ル清水半左衛門及高柳楠之助坐ニアリ³⁶

先述の一万両借用について、紀州藩重役である清水半左衛門から改めて、断りを入れることとなり、龍馬と清水半左衛門、高柳楠之助は福浄寺客殿にて交渉を行ったとしている。この交渉において、紀州藩の清水と高柳は次のように語っている。

史料8

両人曰己ニ高諭ヲ領セントイエトモ崎陽ニテ正金ヲ得ル事実に難シ
一万余金ハ代料ノ貸物ヲ渡サント欲ス且曰吾長崎表ニ有之紀ノ用達
崎ニアルモノ故アツテ事ヲ命シ難シ是故ニ先生貴藩ノ用達ニ命シテ
事ヲ計ルヘシ其品物ノ如キハ吾紀州ニ買求ムベシ先生之ヲ諾セヨ才
谷曰（中略）此時ニ在テ出崎周旋スル事実ニ欲セサル³⁷

ここでの紀州藩の主張は、一万両は現金の代わりに品物を貸すことにするが、紀州藩の長崎商人には命じにくいために、土佐藩の商人に品物の調達を命じて欲しい。その品物は紀州藩で買いたいと求めることである。しかし、龍馬は長崎に出て周旋する事は望まないと返答している。両者は相談のために一旦別れたが同日夜、成瀬国助と俗事方と再び交渉が行われ、成瀬と龍馬は次のように述べている。

史料9

成瀬曰御頼ノ金ハ御用立可申候様我重役既ニ金ヲ出スヲ許セリ因テ先生ヨリ一証紙ヲ請ハントス其式如此先生之ヲ見ヨ才谷之ヲ見ル其文ニ曰ク云々本國へ難罷帰甚難決仕候間此度船沈没ノ事ニ不拘長崎ニ於テ返済ノ期限相立御借シ可被遣シ其故ハ僕ハ主君ノ用物ヲ失シ且船ヲ失ス罪僕カ身ニアリ僕以テ返済ノ期限ヲ相立テハ至竟虚事ニ属スベシ³⁸

これまで一万両については品物で受け取るようにとの主張があったが、ここでは重役の許可が下り一万両を借用する事が決まったとある。成瀬は一万両を借用するための証文を龍馬に願っており、証文には、国に帰れず困っているために、船の事に関係なく長崎に於いて返済の期限を立て、お借りさせて下さいとの記述がある。これを見た龍馬は、自分を主君の用物や船も失った罪人であると述べ、返済期限を立てる事を拒否していることがわかる。

二七日の交渉は、朝方より魚屋万蔵宅にて行われた。昨夜の返済期限については、高柳が、返済期限が成立しなければ紀州藩に言いようがないと断りを入れたことで、交渉決裂となった(航海日記 五八頁)。龍馬は「貴船解纜ニ吾国ノ商会方二人ヲ同船セン事ヲ請フ」³⁹と土佐商会の二人を明光丸で長崎に連れて行ってほしいと高柳に要求しており、これを承諾した高柳は、二七日に鞆の浦から明光丸を出航させ長崎に向かった。事件についての交渉は鞆の浦では落着せず、長崎にて行われることになったのである。

明光丸が出航した後、鞆の浦に残った龍馬及び海援隊は、四月二十九日に便船を得て鞆の浦を出港し、下関を経由し五月一日に長崎港に到着している(航海日記 六〇頁)。

以上、海援隊側史料から鞆の浦交渉の過程を見ていくことで、交渉の内容を垣間見ることができた。これにより鞆の浦での交渉は、本題となる事故の原因追求ではなく、交渉の決議場所や、一万両の借用等といった事故後の現状を打破するための施策についての交渉が中心となっていたことがわかった。

第二節 紀州藩史料から見る相違点

第一節では海援隊史料を中心に鞆の浦での交渉過程を述べてきた。今節では紀州藩史料に基づき、海援隊史料との相違点を述べていく。紀州藩の鞆の浦談判についての記録は「土佐伊呂波一件留」⁴⁰から確認することができる。

いろは丸の沈没後、一同が鞆の浦に到着したのは、海援隊史料では四月二四日の八時頃とされていた。しかし、紀州藩史料では「六時三十分我艦備後鞆浦に着ス」⁴¹とあり、両者の記録に相違が生じているため、一同が鞆の浦に到着した時間は定かではないことがわかる。なお、どちらの記録においても明治以降の時間表記であり、午前か午後かは言及されていないが、いろは丸の沈没時間や地点から、鞆の浦の距離を考慮すると、到着したのは午前と推測する。

二四日の魚屋万蔵宅での交渉では、高柳から藩命により長崎に向かいたいために、議論は長崎で行いたいとの主張があった。対する龍馬の返答は史料1によると、両藩の重役の論が定まる迄は明光丸を鞆の浦に留めてほしいことであるが、紀州からの返答は重役との相談の上であるとされていた。しかし、海援隊史料では夕方の小谷耕藏との面会の際に明光丸士官が論結を催促するために訪れたことのみが記述され、紀州からの返答については記述されていなかったが、紀州藩史料では小谷耕藏との面会時に、史料1の返答が次のように述べられている。

史料10

此表両政府ノ重役集會相成様可致然トモ右呼寄此処ニテ致集會候迄ハ余程ノ時日モ相掛リ候付其間碇泊致居候筈ニ候得トモ過刻ノ通り実ニ急迫ノ君用有之候付日数ヲ極メ其間ニ長崎へ罷越無間違當港へ帰艦可致間此儀訊テ頼入候且ハ過刻ノ御談ノ通危難ノ時ノ双方ノ當番出會致サセ乗方ノ是非ヲ論シ一決ノ上才谷氏モ我艦へ乗組長崎表へ罷越候上類例公論ヲ以テ是非ヲ明ラメ申度段申入候事

但全部ニテ条の内決議不相成候ハ、此処へ両重役致出張ニ迎モ公論相立兼可申歟長崎へ参り候ハ、何レ是等各国ノ類例モ可有之候付速ニ公法ノ処置相分リ可申且同所ニハ兼テ御咄モ有之通御重役後藤象二郎殿モ出崎有之候付約り長崎へ罷越候事双方ノ辨利ト存候間御手

前ノ総人数我艦へ乗組同港へ御越被成候様致度^④

当史料で述べられている紀州藩の主張は大きく分けて三つである。一つ目、両藩の重役を輓の浦に呼び議論を行うが、明光丸は藩命のために輓の浦に戻る日時を約束した上で、長崎に向かうこと。二つ目、事故当時のお互いの当番水夫で議論をさせた上で、明光丸に龍馬も乗船し、長崎に向かい議論を行うこと。三つ目、以上二つのことが決議できないならば、重役を呼び寄せても議論が進まないために、明光丸にいろは丸の全船員を乗せて向かい、類例もある長崎で交渉を行うことである。当史料により、海援隊史料では不透明であった二四日の交渉の全体像が明らかとなった。

二五日に行われた魚屋万蔵宅での交渉では、まず前日の紀州藩の主張に対しての返答があった。龍馬は「昨夜御申越ノ趣ハ暫置テ（中略）我等ヲ御救トシテ金子沓萬両此地ニテ貸呉申間敷哉左候ハ、右金子ヲ以テ武器相調へ申度拙者儀ハ御艦へ便相願長崎へ罷越申度候^④」と述べているが、高柳から述べられた三つの提案について、龍馬は答えておらず、新たに紀州藩から一万両の借用を要求している。ここでの龍馬の望みは、一万両を借用した上で武器調達のために明光丸に乗船し、長崎へ向かうことである。この一万両について、海援隊史料では大まかに金一万両とのみ記述され詳細は不明であったが、紀州藩史料において龍馬から別紙が差し出されていたことが明らかとなった。別紙の内容は次の通りである。

史料11

金 何 両

右何某預り

金 何 兩

メ金沓萬四百五十兩余^④

当記述によって、大まかに一万両と述べられていた金額が、一万四百五十兩余であったことがわかるが、高柳は輓の浦において一万両を借用することはできないとした上で、次のように語っている。

史料12

（前略）長崎港ハ各国船出入モ多キニ付類例モ可相分旁長崎奉行へ申

立公裁ヲ受候方ニ可有之卜存候間御人数長崎へ御越被成候様致度候若右之条々御聞入モ無之候ハ、是非無次第明光艦ハ當港出帆致シ長崎表

へ罷越候上難事ノ次第逐一奉行所へ申立六平ノ御沙汰受可申候^④

紀州藩は、長崎には日本船だけでなく、外国船も多く出入りする港のため、同様な事故の例も集まると考えており、江戸時代に行政や司法を司っていた長崎奉行に裁判を申し立て、幕府において公平な指示を受けることを望んでいる。そのため、二四日の交渉では龍馬一人もしくは、いろは丸船員全員を明光丸に乗船させ向かう事を提案していたが、龍馬からの返答が得られなかったために、改めていろは丸の船員全員を明光丸に乗船させ、一緒に長崎へ向かうことを提案しているのだろう。

なお、当時の国内における船舶衝突時は日本最古の海法とされる廻船式目に基づいて各港の廻船年寄に一任し、解決しない場合は幕府において審議するのが一般的であったようだが^④、廻船式目には蒸気船による制定はされていなかったため、事件当時の日本には蒸気船同士による衝突に対応できる法律がなかった可能性もある^④。

二六日の魚屋万蔵宅での交渉は、高柳から一万両借用の代わりとして、品物で受け取るようにとの主張がされており、長崎到着後五日の間に品物を調達してほしいと龍馬より要求がされていた。同日、紀州藩の清水半左衛門が同席した上で再度交渉が行われた。清水は「俗事方へ申見サ七候処先方品物モ不相分彼地ニテ限日ノ内逆モ調不調ノ儀何トモ無覚束候付今二三日猶予無之テハ御引受難申旨申出候^④」と述べており、品物を長崎にて五日間の間に調達することは難しいために二、三日延引してほしいことを要求している。当記述は、史料8に対応するものと推測する。なお、当交渉が行われた場所について海援隊史料では史料7において、交渉が福浄寺で行われたと記述されていた。しかし、紀州藩史料の同日の記録には「中宿ヨリ我下宿円福寺へ来り清水半左衛門高柳楠之助成瀬国助面談^④」とあり、交渉場所が紀州藩下宿の円福寺であったとしており、両者の記録に相違が生じていることがわかる。だが、海援隊史料Bでは、「夫ヨリ福禅寺客殿ニ至ル^④」と記述され、史料C・Dにおいても同様に福禅寺と記述されている。これら四つの海援隊史料の中では早い段階で成立したと想定される史料Aにおいて記述されていた福浄寺という寺院名が、輓の浦には存在しない寺院であったため、謄写・改稿時に寺院名が類似しており、朝鮮通信使の宿舎にも選ばれていた輓の

浦を代表する名刹の福禅寺に修正された可能性が考えられる。円福寺については、紀州藩の下宿であり、交渉が紀州の宿に海援隊が赴く形で行われていることを考慮すると、紀州藩側が書き誤った可能性は低いと考えられ、海援隊の記述より、紀州藩の記述が正しい可能性が高く、いろは丸事件と福禅寺には関係性がないと推測できる。だが、青野春水氏^⑤など、これまでの先行研究では、両者の交渉場所を福禅寺とみなしている論者もあり、実際に福山市の観光案内では、福禅寺をいろは丸事件時の交渉場所と記述していることも多い。鞆の浦での交渉過程を復元するには、両者の記録を合わせて参照する必要があることがわかる。

同日午後二時半頃、紀州藩士の中谷秀助といろは丸船員の安市太郎、小曾根英四郎の間で再び交渉が行われた。中谷は「此度長崎表ニテ壹萬金御世話致シ候儀船將ヨリ被申候ニ八日限着五日ノ間金調可致旨被申聞候得共右ハ長崎着艦何角多用ニモ有之候付日限七八日ノ内延シ呉候様申述候」^⑤と述べており、長崎到着後は多用のために日数を七、八日に延ばしてほしいと要求している。なお、多用というのは藩命のことと推測するが、当記述から紀州藩が五日間の日数を延ばそうとしていたのは、史料6で述べられていた長崎に不案内という理由のみでなく、藩命の用件等もあるために、五日では難しいと考え日数を延ばしてほしいと要求していたのではないかと推測する。同日夜十時頃、紀州藩の船井清右衛門が先述の返答を聞きに向き海援隊の小曾根英四郎と面会したが、龍馬からの承諾は得られず、長崎到着の上で時宜をみて延日することとされている。

二七日深夜二時半より、高柳・岡本が魚屋に向向き、龍馬呼びに遣わしたが疲労にて寝ていたため、渡邊剛八と小谷耕蔵に、早朝に龍馬を出向させるよう伝言を伝えている（前記 四卷一四二頁）。朝六時頃、魚屋にて高柳と龍馬の間で交渉が行われ、両者は次のように語っている。

史料13

高柳曰此程ヨリ段々御談之趣於拙者モ御尤ニ存候付重役ヘモ談詰金子御貸渡ノ場合ニ至候得共昨夜成瀬ヲ以テ御談申候通り未タ乗筋ノ模様モ決議不致候内右金子ハ何等ノ故ヲ以テ御貸渡候哉後々御談判ノ都合有之候付右手形御入不被下候ハテハ御貸渡申兼候才谷日期限ノ儀ハ申兼候拙者儀ハ金壹萬兩返済見込無之何レ長崎ニテ我藩重役

証印不申候ハテハ期限難定候尤此儀重役ヘ相頼候事ニ候ハ、外ニテモ借用被致候付此儀御断申候尤何レ談判ノ節否決議致候ハ、右返済ノ期限自然相分候儀ト存候間若証書ヘ期限相添候儀ニ候ハ、御破談ニ被下候様申候^⑤

当史料は史料9に対応するものであり、高柳から改めて二万兩の貸与が承諾されたことが述べられ、貸与する条件として返済期限を添えた証文を入れることを要求している。対する龍馬は、返済の見込みもなく、長崎において重役の証印がなくては、期限は定められないために期限を決めることを断っており、当交渉を破談とする様に訴えている。

交渉の破談により二七日に明光丸は長崎へ向け出航することとなった。海援隊史料において、龍馬から土佐商会の者二人を乗船させる様に要求があったことが記述されていたが、紀州藩史料において、その二人は小曾根英四郎と安市太郎であったことが分かった。二七日午後二時四〇分頃に鞆の浦を出航した明光丸は二九日夕方六時十五分に長崎に到着している（前記 四卷一四四頁）。

鞆の浦交渉の後、長崎へと移動した両者であるが、この頃龍馬は、複数人に紀州藩への恨み言を手紙に残している。

史料14

（前略）紀州人は我々共及便船人をして荷物も何にも失しものを唯鞆の港になげあけ主用あり急くとて長崎に出候鞆の港に居合せよと申事ならん実に怨み報せざるへからず早々頓首

四月二十八日 才谷龍

菅野覚兵衛様
多賀松太郎様^⑤

史料15

（前略）曾而鞆の港へすておかれ候事ハ是ハ紀州より土佐の士おはつかしめ候事故に私ニあいさつ致した位でわすみ不申主人土佐守へ御あいさつ被成べしなと今日は申居候（中略）

二十八日 龍

九三先生 才谷

御直被^⑤

史料14は、慶応三年の四月二八日に龍馬から、海援隊士の菅野寛兵衛と高松太郎宛に書かれたものであり、書状には薩摩藩の西郷隆盛に航海日記を送ろうとしていた旨も含まれており、龍馬が薩摩藩の介入を望んでいた動きもみられる。史料15は、同年五月二八日に下関の伊藤九三宛に書かれたものであるが、どちらの史料においても、紀州藩が海援隊士を輓の浦に置き去りにしたことが許せないことが述べられている。同様な記述は、京都寺田屋主人の伊助宛の書状や、妻のお龍宛の書状にも見られる。しかし、紀州藩はそのような対応は行っていない。史料10で確認したように、四月二四日の交渉時点で、龍馬と、いろは丸の全船員を明光丸に乗船させて向かうことを提案していた。二五日の交渉時においても、史料12で同様の提案を再度している。二七日の出航時においては「高柳初才谷二会シテ曰ク我艦出崎セントス長崎ニ到ラバ衝接之類例モ明ラカニ知ルベク請フ同船シテ同港に到ル事ヲ容ヨ才谷固辞シテ曰ク我後ヨリ行ベシ」⁵⁶と語られており、高柳から、明光丸に乗船して共に向かうことを再度提案されているが、龍馬自身が、私は後から行く述べ、提案を自ら固辞している。

これら三点の史料の記述から紀州藩は、いろは丸の全船員を明光丸に乗船させる事で、船を失った海援隊が、輓の浦で途方に暮れることがないように何度も提案していた事がわかる。結果的に、紀州藩は龍馬やいろは丸船員の海援隊士を、輓の浦に残し出航した形となったが、これは龍馬自らが提案を固辞した上での結果であり、海援隊が紀州藩に置き去りにされたというのは龍馬の虚言とみなすことができる。こうした龍馬の言動について、海援隊を監督していた土佐藩士の佐々木高行は次のように語っている。

史料16

元来坂本という男は時と場合とにより臨機応変言はば出鱈目に放言する人物なりき。例えば緩和過ぎたる人に会する時には非常に激烈なる事を言ひ是れに反して粗暴なる壮士的人物には極めて緩和の事を説くを常とせり。斯様な筆法なる故に、坂本には矛盾などいふ語は決してあてはまらぬなり。昨日と今日と吐きし言葉が全く相違するといつて少しも意とせず、所謂人によりて法を説くの義なりと知

るべし⁵⁷。

当記述により、龍馬は人によって臨機応変に言動を変え、出鱈目に放言する人物であったことがわかるが、本件におけるこの虚言は、世論を味方にし、事件の交渉を有利に進めるための作戦であったのであろう。

以上、紀州藩史料から海援隊史料との比較を述べてきた。両者の史料に沿って二四日から二七日迄の交渉を見ていくと、交渉の時間や場所、内容の詳細など、様々な相違点があり、海援隊史料には記載されていない記述が紀州藩史料には多く記載されていたことがわかった。また、両史料を比較していくことで、これまで、いろは丸事件時の交渉場所とされてきた福禅寺は、海援隊史料の記述間違いであり、事件とは関係性がない可能性が高いことが明らかとなった。龍馬の手紙と同様に、一つの史料を鵜呑みにせず、複数の史料と比較することが大切である。第三章では長崎に移動して行われた交渉の過程を追い、事件当時の海上規則から事件の正否について述べていく。

第三章 長崎交渉の過程と判決

本章では、長崎における交渉の過程と、外国法の海上衝突予防規則に基づく判決の正否について述べる。二カ所目の海援隊と紀州藩との交渉地となった長崎は、元亀二年（一五七一）のポルトガル船来航により南蛮貿易の中心地として栄えた港町であり、事件当時の幕末期においては、貿易の多くが艦船や武器等の軍事物資が中心であり、主にオランダ商人との間で取引が行われていた。当時、戦乱が近づき武器の需要が増大していたため、諸藩にとって長崎貿易で入る武器は重要であった。そのため長崎は、京都に次いで多くの諸藩が集まる場となり、自ら貿易を行えるように商會を設ける藩も多く存在しており、海援隊が所属する土佐藩においても、長崎土佐商會を設けて貿易を行い、大量の武器弾薬を取引していた⁵⁸。

長崎における交渉は五月十五日より行われた。交渉時の出席者は紀州藩十一名、海援隊八名の計十九名であるが（前記「四卷一四四頁」、紀州藩九名

坂本龍馬といろは丸事件 —交渉過程の復元と分析—

の説もある(『龍馬日記』三三三頁)。両者は互いに航海日記を交わし、まず事件当時の航路を議論した。航路について紀州藩の主張は次のようにある。

史料17

(前略) 備中沖六島ノ前ヲ航ス航路「ウエストバイノルス」四分ノ二「ノールス」ニ取ル遙ニ西ノ方我左リ向フニ一ノ火ヲ見ル帆船船漁火歟遠クシテ定メガタシ漸々ニ相進ミ「ブーフランプノ光ハ無ケレトモ稍近ツキ蒸気船タルヲ知リ(後略)」⑤⑨

この記述では、明光丸は北西微北に舵を取り進んでいたところ、いろは丸が南西方向から向かってきたが、いろは丸には船灯がないために、接近するまで蒸気船と気づかなかったことを主張している。

史料18

同廿三日第十一時針ヲオーストンソイト東一点南ニ取り讃州箱ノ岬ノ沖ヲ過ク時ニ蒸気船一艘東方ヨリ来リアリ檣上白色ノ号灯ト右舷ニ懸リタル青色ノ号灯トヲ右針形斜形ニ見タリ因テ我船ヲ左方ニ開ク然ルニ彼船右旋シ来リ船首ヲ以テ我右方ヨリ蒸気室ヲ衝突ス⑥⑩

この記述において海援隊は、東南方向に舵を取り進み、明光丸を東方に発見し、白色のマスト灯と右舷の青灯を見たことと主張しており、いろは丸の航路について紀州藩の主張とは相違が生じている。両者の主張を図1の地図で表すと、紀州明光丸は南東から北西に向けて航行していたことを意味するが、紀州藩の主張する、いろは丸の航路は南西から北東に向かう来島海峡を経由した北東ルートの意味し、海援隊の主張は、北東から南東に向かうルートを意味する。では、航路について第三者はどう述べていたのだろうか。事件当時のいろは丸に乗船していた大洲藩士の主張が次のようにある。

史料19

去る四月二十三日夜九つ時(十二時)来ル嶋瀬戸を越したる頃、遙かに舷燈と覚しき火を見た。前進するニ従ひ汽船と知ってハ左方左方の方針を取りたるに彼れハ少しも気付かぬか却て此方の真向ふニ突進し来つていろは丸の中央に衝突した⑪。

この記述は、いろは丸が来島海峡を経由して向かってきた事を意味

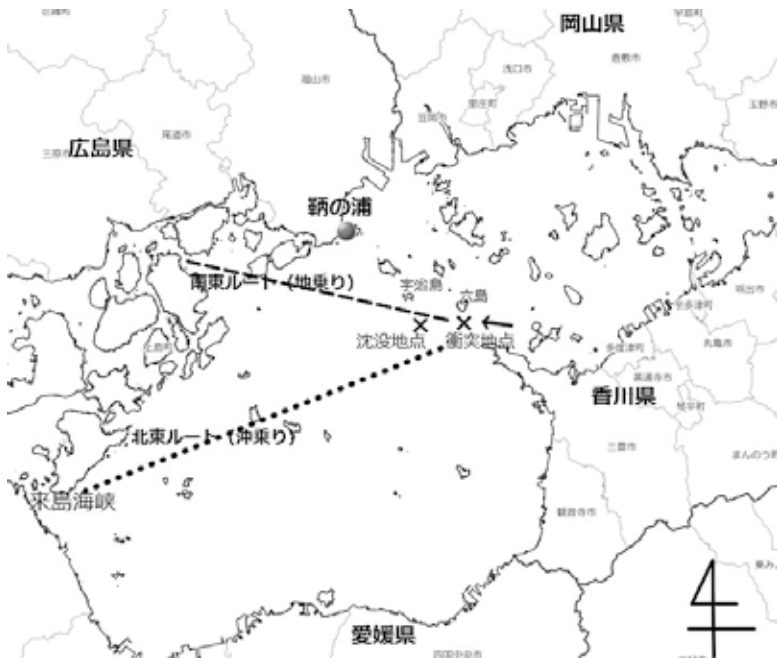


図1 いろは丸航路図

出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図(編集加工は筆者による)。
澁谷雅之「いろは丸航海日記」30 頁参照

し、紀州藩の主張と一致しており、海援隊の主張を否定するものである。従って、いろは丸の航路は来島海峡經由の北東ルートであったことが推定できる。では、両船は互いの船を認知した際にどのような回避していたのか。海援隊は史料18において、明光丸の右舷青灯を見て左に舵を取ったとある。対する紀州藩は図2の航海図を示し「我船ハ航海ノ定測ニ由テ図線上ヲ走ル而ルニ貴船南方ヨリ走テ六島ニ向我之ヲ右ニ避ント船ヲ右旋スレモ貴船仍進ミ来ル故ニ此難アリシ也」^{⑥2}と述べており、いろは丸を避けるために右に舵を取っていたことを示している。この回避方法を当時の外国法に基いて見ていくと、文久三年（一八六三）にイギリスにて施行され、現在の日本における海法の母体となった海上衝突予防規則に次のように制定されている。

史料20

二艘蒸気船出會

第十三条 蒸気にて走る二艘の蒸気船、互に正しく真向ニ行逢ひ、又は殆ど真向に行逢ふて衝突の恐れある時は、両船共に其舵柄ヲ左舷に取り、彼我の船互に他船の左舷の方を走り避くべき事。

二艘蒸気船横交

第十四条 蒸気にて走る二艘の蒸気船、互に航路を横切て衝突の恐れある時ハ、我船の右舷に他船を見る方より他船に路を譲り避べき事^{⑥3}。

海上衝突予防規則第13条では、二隻が行き交ひ衝突の恐れがある際は、互いの相手船の左側を通過する事とあり、両船共に右舵を取る必要がある。第14条では、相手船の右舷緑灯を見た船が優先となり、左舷赤灯を



図2 航海図

出典：南紀徳川史刊行会『南紀徳川史 第四冊』一九三一年、一五〇頁
南紀徳川史刊行会、

見た船に回避義務が生じることが定められている^{⑥4}。

前述の通り、紀州明光丸は南西方向にいろは丸を発見した後に、舵を右に取っているのに対し、海援隊いろは丸は明光丸の右舷青灯を見たとしており、舵を左に取っていた。しかし、いろは丸は丸の実際の航路は北東ルートの可能性が高いため、いろは丸側から明光丸の右舷青灯は見えることはなく、左舷赤灯のみが見えたはずである。従って、左舵を取っている海援隊いろは丸は第13条の違反に値しており、第14条においても、左舷赤灯を見ているはずの、いろは丸に回避義務が生じることとなる。本来であれば、海援隊は右舵を取る必要があったのだが、実際には左舵を取り回避行動をとっていないため、いろは丸側に非があった可能性が高い。

次に議論されたのは、いろは丸の船灯の有無についてである。紀州藩は史料17において、舷灯がいろは丸にはなかった事を主張しており、「衝突ノ時我士官前田岡崎両名ヲシテ直ニ貴船ニ到リ安危ヲ尋問シ「ブーフランプ」ノ有無ヲ探知シ而問ハシム人アツテ曰ク此船ニ「ブーフランプ」ハ無シト猶両士着目シ有ラサルヲ確知シテ帰ル」^{⑥5}と、いろは丸に舷灯がないことを衝突直後に船員への尋問及び、視認により確認している。対する海援隊は「我士官ハ勝房州公ニモ從学シ外国ヘモ到リシ者ニテ航海ノ規則ハ略ラ知セリ者ナリ然ルニ左右ノ舷灯ヲ点セスシテ暗夜ニ船ヲ行ルヘキ理ナシ」^{⑥6}と述べている。当記述では、士官の佐柳は勝海舟の門生であり、ヨーロッパへの航海経験があるため、船灯を掲げていないはずはないと主張している。いろは丸の船灯の有無については、船が沈没している以上、確証とすることはできないが、豊川渉の日記において、いろは丸が海援隊へ貸借される前の二月頃に、いろは丸は和船と衝突し、右舷の舷灯等を損傷していたことが分かっている^{⑥7}。従って、事件時に右舷の舷灯が修理されておらず、左舷も点灯していなかった可能性が考えられている。また、後述の史料22傍線部において、海援隊が紀州藩に対し、船灯のない怪船より登ってきた士官を咎めなかったのは何故かとの主張があるが、渋谷氏は、当記述は海援隊がいろは丸に、船灯がなかったことを認めている主張であると推測している^{⑥9}。この場合、海上衝突予防規則・第三条において、「甲 前下橋頂に白灯を標す（中略）乙 右舷に緑灯を標す（中略）丙 左舷に赤灯を標す」^{⑥8}とある。これ

は、蒸気船が夜間航行する際は、前方マストに白灯、右舷に緑灯（青灯）、左舷に紅灯を掲げることを意味しており、いろは丸に船灯がない場合は第三条の違反に値する。

次に議論されたのは、両船の衝突時に明光丸が再度衝突してきたことについてである。

海援隊は「騒擾ノ際彼自ラ船ヲ退事凡五拾間許再進ミ来リテ我右體ヲ突ク」^⑲と、明光丸が二度いろは丸に衝突したことを主張しているが、紀州藩は当件について次のように述べている。

史料21

我艦ハ大ナリ互ニ衝接スルヤ我忽チ後退ヲ令スト雖トモ從來前進ノ時ニ当テハ螺車ニ三十転ニ至ラサレバ前進ノ余力猶アツテ後退ヲ為スニ至ラス已ニ動力加ツテハ又後退ヲ止ムト雖余力アツテ去ル事凡壹丁余急イテ我艦ノ損傷ヲ探知シ而テ貴艦ヲ救フニ遠ク便ナラザルニヨリ近接セント亦前進ヲ令シ近キニ至ツテ止ムルニ余力猶アツテ貴艦ノ右艦ニサハリシナラン何ガ好シテ衝ク事ヲ為スヘケンヤ請フ懇ニ熟察セヨ^⑳

紀州藩の言い分としては衝突後、救助のために明光丸を後退させ、再び前進させたが、船の余力により衝突した。あくまで救助のために動いたことで、故意ではないことを強く主張しており、これは人命救助によるものであれば問題視されることはないだろう。

次に議論されたのは、事件当時の明光丸に当直士官がいなかったことについてである。当件について紀州藩史料では次のように記述されている。

史料22

土田衝突スルヤ直ニ我士官腰越等「ハツカ」ヲ投シテ貴艦ニ登リ何国船ソ当直ノ士ハ誰ソト尋ルニ人員多ケレモ答フルモノナシ「ブーフランブ」モ認メザル怪船ヨリ登リシヲ当直ノ士アラバ斬殺ニ及フガ縛スヘキニ不咎ハ無キニ似タリ

紀日当直ノ士ハ第一艦槽第二機械場第三航海筆記場ト各三所ニ交直シテ舳ニ居ラス舳ニハ上中下三等ノ水夫三人小頭一人合シテ四人当直ス衝接スルヤ忽チ小頭ニ端船ヲ卸シ人員ヲ救ヒ失フ事勿レト令ス因テ直所ヲ退シナラン勿論斯ク危急ノ際ニ至テ何ガ疑ヲ糺ス事ヲ先

ンシ人ヲ救フ事ヲ後にセン偏ニ両艦共二人命ノ全タカラン事ヲ庶幾スルノミ^㉑

ここでの海援隊の主張は、衝突後直ぐに士官が明光丸へ乗り移り、何処の船で当直は誰かと尋ねたが答える者がおらず、当直がいなかったことである。対する紀州藩は、当直の士官は、艦槽・機械場・航海筆記場の三箇所に配置し、船首には上中下三等の水夫三人と小頭一人の計四人が当直していた。衝突時は救助のために小船を下ろすように命じたため、士官が持ち場を離れており、夜間の航海中に当直士官がいなかった訳ではないと主張している。これは、救助のための行動に値するため、明光丸に非はない可能性が高いが、仮に当直の見張りがいなかった場合は、海上衝突予防規則では制定されていないが問題視されるだろう。だが、衝突時と海援隊が乗り移った時間は同じではないため、見張りが移動している可能性もあり、海援隊の主張を確認とすることはできないと推測する。

史料23

慶応丁卯四月廿三日紀伊公之蒸気船ト衝突ス我船沈没ス

其証

衝突ノ際我士官等彼甲板上ニ登リシ時一介ノ士官有ヲ見スは一箇条衝突ノ後彼自船ヲ退事凡五十間許再前進シ来テ我船ノ右艦ヲ突ク是二箇条

五月十六日海援隊文司長岡謙吉応接席上ニ於テ書ス、列坐ノ士皆見之^㉒

この二項目の内容は前述で述べた、明光丸に当直士官がいなかった件及び、明光丸が二度衝突した件について記述してある。当記述によって、紀州藩が不利となるものではないが、龍馬にとっては二項目を認めさせることが、海援隊が勝利する上で重要な点であったのだろう。

五月十六日の交渉は、海援隊・龍馬含む三名、紀州藩・高柳を含む三名が面会した。龍馬は「昨夜為取替候応接書此節英マトミラル当表へ着有之候付右応接書証トスル所式ケ条書拔本訳致シ相見セ世界ノ公法ヲ以テ決談可致候付御手前ニモ昨夜決談書ノ内確証トスル所書抜互ニ出入ノ通弁ヲ以テ本訳為致候テハ如何アラン」^㉓と述べ、前述の二項目を翻訳

し世界の公法をもって議論することを望んでいる。この世界の公法という言葉は、交渉時に度々、世界の公論や万国の公儀・公裁と言葉を変え、同様な意味で用いられてくるが、これらの意味が先行研究^⑤において、近代の国際法であった万国公法を指しているとされてきたが、渋谷氏は、当事件と万国公法には関係がなく、あくまで外国人からの意見聴取という意味合いで用いられたと推測している^⑥。従って、外国の公法に基き議論したい龍馬と、幕府において審議したい紀州藩とで公法の意味合いが異なっている。

この龍馬の主張に対して高柳は次のように語っている。

史料24

御談ノ趣逐一重役へ申入候処一応御尤ニハ存候へトモ紀州家ニ於テハ当表ニ公刃奉行モ有之事故昨夜ノ決論書両方トモ奉行へ差出シ奉行ノ命ニ応シ公論ノ沙汰ニ処ス心得ニ候約リ異国ノ公論ニハ従へ共先奉行所へサシ出ノ方公論ノ答ニ候間本訳ハ後ニ廻シ先ツ御重役ト御面談ノ上當奉行へ差出シ候答ニ御手前ニモ斯有之儀ト重役被申居候^⑦。高柳は紀州藩としては、昨日の議論書を奉行所へ差し出し、その命に依じて議論を行いたい。世界の公論には従うが先ずは奉行所に差し出し議論を行うことが先決だと主張している。十六日以降の交渉記録は海援隊史料には不記載のため、紀州藩史料及び各書状等を参考に交渉の様子を述べていく。

五月二二日の交渉は紀州藩重役・茂田一次郎及び成瀬国助と、土佐藩重役・後藤象二郎が面会し行われ、次のように述べている。

史料25

土ノ後藤日船路並船ノ向背等ハ暫ク置之僕自別ニ一箇ノ疑問アリ敢テ問フ貴船着崎否図符ヲ以テ船沈没ノ由ヲ鎮台ニ達シ給フ事如何ノ尊意ナルヤ君既ニ当地ニ在テ貴藩ノ事ヲ管轄シ賜フ僕モ亦然リ僕当地ニアル事既ニ君ノ知レル所ナリ而ルニ上書ヲ以テ一回モ僕ニ示サス直ニ鎮台ニ達シ給フ事如何且其上書中ニ左右ノ舷灯無キ故也書載タリ然レモ此号灯ヲ無シト云ハハ確証ナキ事既ニ前日応接書中ニ詳ナリ然ルニ此事ヲ載セ給フ事如何(中略)沈没ノ一事ヲ裁決セシ事ハ方今幸ニ英国水師提督来港セリ航路並ニ向背ノ事等ヲ詳論シ既ニ

筆記シタルニ到ラハ西洋ノ規則ニ従テ裁決セン事如何(中略)既ニ万国規則ニ従ヒテ裁決セルノ後土若償フベキニアラハ則チ其償ヒヲ立ンノミ万一貴方方償フベキニアラバ其時ニ君ノ章艦ヲ賜ハランヤ将タ金ヲ賜ランヤ此両条如何^⑧。

ここでの後藤の主張は大きく分けて四つである。一つ目は、紀州藩が長崎へ到着した際に当地に居た自分への相談もなく、奉行所へ事件の詳細を報告したことは何故か。二つ目は、奉行所への報告書に確証がされていない、いろは丸に左右の船灯がなかったことを記載したのは何故か。三つ目は、長崎に来港しているイギリスの水師提督に当事件について問い合わせ、世界の法に従って論決したいこと。四つ目は、世界の法に従って論決した際に、土佐に非があれば償いを立てるが、もし紀州藩に非があった場合は、紀州藩の艦船、又は金を賜りたいことである。後藤の言う一つ目の奉行所への報告というのは、紀州藩史料記載の長崎奉行所への達書草案から内容を窺うことができる。当史料は四月二十九日筆記のものであるが、二つ目の船灯の有無については記述されていないため、別で紀州藩が船灯の件を含めた内容を奉行所へ報告したと推測するが、後藤の抗議を受けた茂田は奉行所への報告を取り下げることに同意している。三つ目のイギリス水師提督への問い合わせは五月二十七日に行われる予定であったようだが、実際には実現しておらず、後藤においても、既に海援隊の勝利を確信していたと推測するが、当事件について、龍馬及び後藤が外国人からの意見聴取を中心とし、奉行所への報告を聞き入れようとしたいのは、いろは丸の運航が幕府にとって後ろめたい事情があったのではないだろうか。

史料26

彌其勝算ヲ認メ飽迄論鋒ヲ鋭ニシ不屈レバ土論殆挫折ニ傾キタルニ彼レハ突然茂田一次郎ニ強彈ヲ向ケ海援隊中小田小太郎ノ如キハ断

然国力ヲ以テ争ハン抔ト脅迫ヲ逞セシヨリ茂田ハ却テ吾輩へ頻ニ慰撫抑制ヲ加ヘタリ^⑲

この記述によると、高柳は規則に倣い海援隊に指摘したところ、論が挫折に傾いたが、国力をもって争うと藩同士の戦争を仄めかし、脅迫を迫ってきた様子が窺える。これまで、龍馬ら海援隊は、五月二日の交渉までは既述の通り、外国法に倣い交渉することを要求していたが、この高柳の指摘以降、紀州藩の記録では海援隊から公法という発言がなく、争点から消えていた。海援隊記録においては、五月一六日以降の記録自体がなく、後藤や龍馬らの書状においても、海上衝突予防規則や高柳の指摘には触れていないため、軈の浦交渉の記録同様に、海援隊にとつて都合の悪いことは省いている可能性がある。従つて、海援隊は外国法により、自分たちが不利となることを認識していたと考えられ、土佐藩と紀州藩の戦に発展すると脅迫をかけ、茂田を萎縮させることで事件を解決しようとしたのではないだろうか。但し、海援隊は土佐藩直属の組織ではなかった可能性があるため、意のままに、土佐藩と紀州藩の戦に発展するのかわりに疑問に残るが、龍馬が軈の浦交渉の段階で、薩摩藩の介入を望む動きをしていたことを考慮すると、少なからず薩摩藩の後ろ盾も考えていた可能性も考えられる。今後、茂田の萎縮した姿勢によつて交渉の流れが大きく変わることもあった。

五月二七日、茂田が高柳ら士官に対して宛てた書状がある。

史料27

此度明光御艦衝接ノ一条ニ付其許初擲一命職拳相盡候段至極神妙ノ至ニ候右双方談決ノ儀万国ノ例ニ倣ヒ曲直相礼候就テハ以テノ外大乱引起シ候程モ難計国家ノ大事ニ拘リ候事ニ付此表ニテ処置ノ儀ハ勿論若山表ノ儀モ都テ拙者引受取扱ヒ候付猶此上少シモ無危踏忠誠可被相勤候尤穩濟相成万一理非ノ風聞等有之候共御為筋ノ儀ト深相心得決テ掛念不致一同相忍罷在候様可被申論事^⑳

ここでの内容は、海援隊との談判を公法によつて曲直を正すことは、藩同士の大乱を引き起こすことになるため、してはいけない。以後の事件の処置は全て茂田自身が引き受けるというものである。この指令により、高柳ら士官は事件に関与することができなくなり、穏やかに事を済

ませたい茂田の単独行動となる。同日、茂田はコルマントル号の一件で懇意にしていた松山藩・小林大介の周旋で薩摩藩の五代才助に交渉の仲裁を託すことにしている。しかし五代才助は、いろは丸購入時の周旋を行ったりと、後藤象二郎や坂本龍馬とも関係が深い人物であるため、交渉が海援隊側の有利となることは必然的であった。

五月二九日、茂田と薩摩藩・五代才助との密談により、紀州藩が海援隊に賠償金を支払うことが決定した。紀州藩に提示された賠償金は次の通りである。

史料28

三印 証書

一金八萬三千五百貳拾六兩百九拾八文
 内三萬五千六百三拾兩 イロハ丸沈没ニ付船代
 四萬七千八百九拾六兩百九拾八文 右ニ付 積荷物等代償
 右金高来ル十月限り於長崎表無相違相渡シ可申候以上
 慶応三年丁卯六月 紀伊殿家来 茂田一次郎
 土州侯御内 後藤象二郎殿^㉑

紀州藩が賠償金として提示されたのは約八万三千兩。その内、船代は約三万五千兩であるが、積荷代は四万七千兩と船代より高いことがわかる。では、いろは丸の積荷は何だったのだろうか。まず、四月二三日衝突後の紀州藩の記録には「小谷耕蔵来り高柳岡本成瀬ニ会ス成瀬問フ荷物何々ヲ積ヤ曰米及ヒ砂糖ナリ多ク積メルヤ曰余リ多分ニモアラズ」^㉒と、いろは丸の積荷は米や砂糖であったと主張していた。だが、翌日の海援隊の記録・史料1では龍馬が山内容堂の上京のため兵器などを運送していたと主張しており、四月二六日の談判時には「中谷曰イロハ丸積入ノ武器如何様ノ品有之哉之儀承リ候処先方俗事方曰ミニヘール四百挺積入有之候」^㉓と、兵器がミニヘール銃四百挺であったと主張している。この海援隊の主張に対して後年、紀州藩の岡本は「予モ該船へ乗込ミニニ二槓ニ南京砂糖ヲ積入アリタリ然ルニ彼レハ之ヲ打消シ絶テ武器銃砲ナリト主張セルナリ」^㉔と述べており、海援隊が積荷の内容を砂糖から武器へと変えていることを主張している。近年では、四度の海底調査により武器等が一挺も発見されなかったため、いろは丸の積荷は米や砂糖が

中心であり、武器等は積載されていなかったと推定されている。

約八万両の賠償金の支払いに同意した茂田は、六月に紀州藩政府に事件の顛末を報告しているが、紀州政府にても大議論となり、茂田に切腹を命じるべきとの議論も起こっていたようだが、結果的に勘定奉行を免職となっている。茂田からの報告を受けた紀州藩政府は、藩士の岩崎輔を長崎へ派遣し、交渉の回復を命じた。

九月十日、岩崎輔と監事の山田伝左衛門が長崎に到着すると、土佐藩・佐々木高行に賠償金の減額を要求し、再度の交渉を岩崎弥太郎と五代才助に要求するが、承諾は得られず十一月に後藤象二郎の代理の中島作太郎と交渉を行うこととなった。内容は次の通りである。

史料 29

鞆輔曰曩時茂田ノ衝突ノ事ヲ談判スルニ於ルヤ曲直ヲ窮メス理非ヲ判明セズシテ匆卒賠償ノ約ニ及ブ是我藩ノ更ニ談判ヲ望ム所以ナリ
(中略) 中島曰先生ノ言尤ナルモ事既ニ往ク且紀土両藩ノ重役相對シ薩藩ノ士之力仲裁タリ談判既ニ相整ヒ盟約既ニ成ル今日ノ事只償金授受ノ一事有ノミ亦談判ヲ要スル所ナシ然ト雖モ先生態々來談ス空手帰ルベカラズ依テ前約八萬三千余両ノ償金今七萬兩ヲ授ケラレハ事終ヲ結ハン且今ヤ幕府政權返上ス中原大变革アラントス有為ノ士与ニ謀ル処アラントスルノ秋也區々ノ小事ニ汲々スル時ニアラズ請フ之ヲ以テ談判ヲ閉ント⁸⁹

紀州藩では茂田が、理非が判明していないにも拘らず賠償の約束を交わしたために、再度の交渉を望んでいる旨が伝えられている。対する中島の返答は、既に薩摩藩の五代才助が仲裁し約束が決められているため、今日は償金のやりとりがあるのみで、再度交渉を行うことはできない。しかし、わざわざ出向いたのに対して空手で帰らせる訳にはいかないため、約束の八万三千両余の倍償金を七万両に減額することで終わりにしようとして述べている。当交渉によって、いろは丸事件は決着を迎えることとなった⁹⁰。紀州藩は減額された七万両の内、四万二千七百二十両を積荷代損害弁償金として土佐藩へ支払い、中島作太郎が受け取ったのち、長崎土佐商會に預け置かれた模様であり、二万四千五百七十両をいろは丸の支払残金として売主のポードインへ支払うこととなった⁹¹。だが、

土佐藩へ支払われた以降、四万両がどのような用途に使用されたのかは不明であり、近年では、岩崎弥太郎の懐に入り三菱商會創設の基金となったという説があるが、この四万両の行方を明確に示す史料は見つからず、岩崎の人物像から見ても三菱への基金説は考えにくいと渋谷氏は指摘している。一方で四万両の内、九千両を海援隊へ渡す動きもあったようだが、藩内でも意見が割れ実際に渡されたのかは不明である。

この紀州藩から受け取った賠償金について、土佐藩参政の真辺栄三郎から佐々木高行宛ての書状に次のように述べられている。

史料 30

根元紀金取引の義に付ては、援隊・商會共尽力いたし候義に御座候、商會に於ても、後藤始之者、假令盗名を受候共、国家富国强兵の基を相立、遂に天下第一等の強国と可為と申程の心算にて、実に不可取金とは存ながら、尽力いたし候趣に御座候、援隊とても不可取金とは乍存、此金を以て兵威を盛にして、国家の為に尽力可致と、真に誠忠の志より粉骨精力なしと不可謂、依ては少子考には、商會の方へも只今迄立用いたし候分は、相渡不申ては異論所々より、沸騰不可疑、高の処を以て申候得は、元來双方不可取の金也、援隊も是を以てりようけんすべし⁹²

この書状では、紀州藩から受け取った賠償金を取るべきではなかった金であるが、仮に盗賊の汚名をきたとしても土佐藩の富国强兵のために海援隊も土佐商會も尽力していたと述べられている。土佐藩としても賠償金を取るべきではない金と主張していることは、いろは丸事件に関しては紀州藩が賠償金を支払う落度はなかったと認めているようなものではないだろうか。海上衝突予防規則においても、確証はできずとも、海援隊側に非があった可能性の方が高いことが判明しているが、紀州藩が勝利できなかったのはなぜか。

まず、一つ目は、紀州藩の茂田一次郎が、海援隊の脅迫に萎縮し、穏やかに事件を決着させるため、全て独断で行動したことである。二つ目は、交渉が行われた長崎での世論の影響であると推測する。海援隊側史料にあたる坂本龍馬関係文書第一にて次のような記述がある。

史料 31

龍馬進テ気脈を桂小五郎に通し其声援を求めたの俗謡を丸山の妓楼に唄はしむ

船を沈めた其償は金を取らずに国を取る⁸⁹

龍馬ら海援隊は、長崎到着後に花街丸山の遊郭にて前述の歌を歌っていた様子である。この歌の影響もあつてか、交渉が行われていた当時、長崎市民からは、紀州藩を討てとの声が上がっていたようである⁹⁰。こうして、第二章既述の龍馬の書状内容及び、長崎での歌により、世論を味方につけたことが海援隊側の勝利に繋がったのではないかと推測する。

以上、第三章では、紀州藩史料を中心に長崎での交渉過程を述べていき、当時の国際的な法であつた海上衝突予防規則から両船の正否を述べてきた。結果的に長崎での交渉は薩摩藩五代才助の仲裁及び、茂田一次郎の独断により理非を明らかにしないまま紀州藩が賠償金を支払うこととなり、海援隊側の勝利で終えることになったが、実際の正否を整理すると、紀州藩が賠償金を払う程の落度はなく、むしろ海援隊側に落度があつたことがわかつた。

おわりに

本稿では、海援隊史料として「いろは丸航海日記」、紀州藩史料として「南紀徳川史 第四冊」記載史料を中心に、鞆の浦及び長崎での交渉過程を整理し、海上衝突予防規則から、どちらに非があつたのか、なぜ紀州藩が賠償金を支払う結果となつたのかを述べてきた。両者の交渉過程を比較した結果、当時の審判は具体的な規則に則り行われておらず、両者の重役のみの示談となり、結果的に紀州藩が賠償金を支払うことで決着がついていた。本来であれば規則上、紀州藩側に勝算があるはずだが、同規則に做つた高柳の指摘により、海援隊は自分達が不利であることを認識し、争点から公法を取り下げると、藩同士の戦争を仄めかした脅迫に転換し、紀州藩重役の茂田一次郎を萎縮させることで事件を強引に解決しようとしていた。その結果、茂田の温厚な姿勢や独断及び、海

援隊側の世論操作も相まつたことが海援隊を勝利へと導いたのだろう。また、両者の交渉過程を比較していくと、紀州藩史料には、海援隊史料では不記載の記述が多く見られることが分かり、海援隊側が自分たちにとって、都合の悪い記述を省き印象操作を図ろうとしていたことが考えられる。

近年では、先行研究によつて、海援隊側の非が明らかになりつつあるが、一般的な観点から見ると、坂本龍馬が関与する海援隊側に注目が集まりやすいため、紀州藩史料より海援隊史料が重視される傾向があり、間違つた情報が広まつている。いろは丸事件を観光振興に取り入れている鞆の浦においては、第二章既述の通り真偽が不明である福禅寺を交渉地としており、観光名所のいろは丸展示館においても、海援隊史料を重視し紀州藩に過失があつたとする解説がされている。そのため、観光と歴史研究が両立しておらず、間違つた歴史が定説となつている可能性も高いため、いろは丸事件及び、歴史研究において、一部の史料のみを鵜呑みにすることは、間違つた情報を受け取りやすいため、相手側や第三者などの史料と共に比較し分析することが大切である。

今回は、両者の交渉過程を分析することで、事件の正否に気づくことができたが、海援隊が大阪へ航行していた理由については把握することができなかったため、今後の課題としたい。最後に、鞆の浦においては、福禅寺といろは丸事件の関連性について、再度の研究調査が行われることを期待したいと共に、海援隊寄りの目線ではなく、先行研究に基づいた上で全体的な視野からの展示案内になることを期待したい。

いろは丸事件年表

元治元年（一八六四）十月

紀州藩、長崎にて商人・青木久七の周旋により英人ガラバから、バハマ号を購入。明光丸に改称。

慶応二年（一八六六）六月

薩摩藩・五代才助の世話で大洲藩・国島六左衛門がオランダ商人ボード

慶応三年（二八六七）

四月十九日…後藤象二郎を通じて大洲藩から、い

んから七万ドルでいろは丸を購入。いろは丸を日数十五日間一航海五百両で借船。海援隊が乗船し長崎を出港。

二二日…明光丸で長崎行きを命じられる。

二三日…二三時、瀬戸内海六島近辺で、いろは丸と明光丸が衝突。

二四日…午前四時、宇治島近辺でいろは丸沈没。午前六時半又は八時、鞆の浦に到着。談判開始。

慶応三年（二八六七）

二七日…午後二時四十分、明光丸が鞆の浦を出港。

二九日…海援隊、便船を得て鞆の浦を出港、下関に到着。

午後六時十五分、明光丸が長崎に到着。五月八日…海援隊、下関より官船に乗り長崎へ出航。

十日…海援隊、長崎到着。（十三日の説あり）

二七日…茂田が薩摩藩・五代才助に仲裁を依頼。

六月二五日…茂田より紀州藩政府へ事件の顛末及び、賠償金の支払いが報告される。

七月二〇日…茂田の免職が決定。

九月十日…談判の回復を命じられた勘定奉行の岩崎轍輔、監事の山田伝左衛門が長崎に到着。

十月三日…紀州藩の岩崎轍輔、三宅精一、山田伝左衛門が土佐藩・佐々木高行を訪問し賠償金の減額を求める。

十月二六日…五代才助に再談判を要請するが断られる。

十一月七日…後藤象二郎代理の中島作太郎と岩崎

轍輔の間で談判が行われる。中島の独断により賠償金を七万両に減額し終結。

十五日…坂本龍馬が暗殺される。

注

- ① 水中考古学研究所『沈没船（一九世紀のイギリス船）埋没地点遺跡発掘調査報告―推定いろは丸―』水中考古学研究所、二〇〇六年
- ② 横田傳松『火輪船いろは丸』（『伊予史談』一五号、伊予史談会、一九九年）
- ③ 飯田嘉郎『伊呂波丸事件について』（『海事史研究』一六号、日本海事史学会、一九七一年）
- ④ 吉田明広『いろは丸衝突事件始末記―明光丸（紀藩）側資料を中心に―』（『土佐史談』一四〇、一四二〜一四三号、土佐史談会、一九七五〜一九七六年）
- ⑤ 森本繁『坂本龍馬・いろは丸事件の謎を解く』新人物往来社、一九九〇年
- ⑥ 鈴木邦裕『いろは丸事件と竜馬』海文堂出版、二〇一〇年
- ⑦ 渋谷雅之『近世土佐の群像 別卷（一）いろは丸始末』私費出版、二〇一六年
- ⑧ 堀井恭式『いろは丸航海日記』（いろは丸終始顛末）伊予市史資料第五号、伊予市教育委員会、一九八〇年
- ⑨ 『山内豊信届書』（『維新史料綱要』第七巻慶応三年五月一日条…東京大学史料編纂所「維新史料綱要データベース」参照）
- ⑩ 『続再夢記事 第六』慶応三年五月一七日条…日本史籍協会、一九二二年、国立国会図書館デジタルコレクション参照
- ⑪ 横田達雄『青山文庫所蔵資料集五 寺村左膳道成日記 三』県立青山文庫後援会、一九八〇年 四七頁
- ⑫ 町田明広『新説 坂本龍馬』集英社、二〇一九年 二二二頁
- ⑬ 佐々木高行『勤王秘史佐佐木老侯昔日談』国晃館、一九一五年、国

坂本龍馬といろは丸事件 —交渉過程の復元と分析—

- 立国会図書館デジタルコレクション参照
- ⑭ 岩崎弥太郎岩崎弥之助伝記編纂会『岩崎弥太郎日記』岩崎弥太郎岩崎弥之助伝記編纂会、一九七五年 一六四～一六五頁
- ⑮ 南紀徳川史刊行会『南紀徳川史 第四冊』南紀徳川史刊行会、一九三二年 一三四～一三五、一四六頁
- ⑯ 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』和歌山県、一九九〇年
- ⑰ 前掲注⑮（伊呂波丸航海日記抜書）
- ⑱ 前掲注⑮（一四六～一四八頁）
- ⑲ 岩崎英重『坂本龍馬関係文書 第二』（航海日記附録草稿）日本史籍協会、一九二六年
- ⑳ 伊予史談会『いろは丸航海日記』愛媛県立図書館寄託資料、一九二八年 前掲注⑧
- ㉑ 前掲注⑧
- ㉒ 渋谷雅之『いろは丸航海日記』（『高知県立坂本龍馬記念館・現代龍馬学会論集』九号、高知県立坂本龍馬記念館・現代龍馬学会、二〇一七年）
- ㉓ 前掲注⑮
- ㉔ 前掲注⑧（慶応三年四月廿三日ヨリ）
- ㉕ 京都国立博物館編『没後一五〇年坂本龍馬 特別展覧会』読売新聞社、二〇一六年 一五八～一五九頁
- ㉖ 福山市鞆の浦歴史民俗資料館『坂本龍馬といろは丸事件』福山市鞆の浦歴史民俗資料館、二〇〇八年
- ㉗ 岩崎英重『坂本龍馬関係文書 第二』（航海日記附録草稿）日本史籍協会、一九二六年
- ㉘ 渋谷雅之『近世土佐の群像 別巻（一）いろは丸始末』私費出版、二〇一六年
- ㉙ 福山市史編纂会『福山市史 近世編』福山市史編纂会、一九六八年
- ⑳ 前掲注⑧（慶応三年四月廿三日ヨリ）四五頁
- ㉑ 前掲注⑧四七頁
- ㉒ 前掲注⑧四六頁
- ㉓ 前掲注⑧四八～四九頁
- ㉔ 前掲注⑧五〇頁
- ㉕ 前掲注⑧五三頁
- ⑳ 前掲注⑧五五頁
- ㉑ 前掲注⑧五五頁
- ㉒ 前掲注⑧五六～五七頁
- ㉓ 前掲注⑧五八～五九頁
- ㉔ 前掲注⑮（土佐伊呂波一件留）
- ㉕ 前掲注⑮一四八頁
- ㉖ 前掲注⑮一三七頁
- ㉗ 前掲注⑮一三八頁
- ㉘ 前掲注⑮一三八頁
- ㉙ 前掲注⑮一三九頁
- ㉚ 岸本宗久『海上衝突予防史概説（八）』〔Captain〕四一五号、日本船長協会、二〇一三年
- ㉛ 住田正一『海事史料叢書 第一巻』巖松堂書店、一九二九年、国立国会図書館デジタルコレクション参照
- ㉜ 前掲注⑮一四一頁
- ㉝ 前掲注⑮一四〇頁
- ㉞ 前掲注⑮一五八～一五九頁
- ㉟ 青野春水『慶応三年鞆における坂本龍馬の動向 伊呂波丸衝突事件を巡って』（『坂本龍馬といろは丸事件』福山市鞆の浦歴史民俗資料館、二〇〇八年 八〇～八三頁）
- ㊱ 前掲注⑮一四一頁
- ㊲ 前掲注⑮一四二頁
- ㊳ 岩崎英重『坂本龍馬関係文書 第二』日本史籍協会、一九二六年 二七〇～二七一頁
- ㊴ 前掲注⑮二九四～二九五頁
- ㊵ 前掲注⑮一四八頁
- ㊶ 千頭清臣『坂本龍馬伝』新人物往来社、一九九五年、初筆一九一四年 二八八～二八九頁
- ㊷ 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史 第二巻近世編』長崎市、二〇一二年
- ㊸ 前掲注⑮一四六頁

- ⑥0 前掲注⑧ (伊呂波丸航海日記付録草稿) 一三頁
- ⑥1 前掲注⑦ (豊川涉「思出之記」抜抄) 一四八～一四九頁
- ⑥2 前掲注⑮ 一五四頁
- ⑥3 住田正一『海軍史料叢書 第十八卷』巖松堂書店、一九三二年 三四頁
- ⑥4 前掲注③
- ⑥5 前掲注⑮ 一五一頁
- ⑥6 前掲注⑧ 三六頁
- ⑥7 前掲注⑦ (豊川涉「思出之記」抜抄) 一四三頁
- ⑥8 前掲注③ 三〇～三一頁
- ⑥9 前掲注⑦
- ⑦0 前掲注⑮ (伊呂波丸航海日記抜書) 一四五頁
- ⑦1 前掲注⑮ 一五二頁
- ⑦2 前掲注⑮ 一五二頁
- ⑦3 前掲注⑮ 一五七頁
- ⑦4 前掲注⑮ 一五八頁
- ⑦5 坂本茂樹「国際法(五) 坂本龍馬と万国公法 いろいろ丸事件をめぐる」『書齋の窓』第六〇〇号、有斐閣、二〇一〇年)
- ⑦6 前掲注⑦
- ⑦7 前掲注⑮ 一五八頁
- ⑦8 前掲注⑮ 一六〇～一六一頁
- ⑦9 前掲注⑮ 一七八頁
- ⑧0 前掲注⑮ 一七八～一七九頁
- ⑧1 前掲注⑮ 一八一頁
- ⑧2 前掲注⑮ 一四七頁
- ⑧3 前掲注⑮ 一四一～一四二頁
- ⑧4 前掲注⑮ 一六二頁
- ⑧5 前掲注⑮ (山田伝左衛門筆記) 一八四～一八五頁
- ⑧6 前掲注⑭
- ⑧7 南紀徳川史刊行会『南紀徳川史 第一二冊』南紀徳川史刊行会、一九三二年
- ⑧8 東京大学史料編纂所『保古飛呂比 佐々木高行日記三』東京大学出版会、一九七二年 二七一頁
- ⑧9 前掲注⑮ 二九一頁
- ⑨0 前掲注⑮ 二九四頁